

新栄不動産販売の不動産お悩み解決マンガ

山田さん家の終活日記!!



入居時期が1年後だけ
それまでは住み続ける事もできたし、不要な家財の処分もお願ひできたり、ゆっくりと安心した老後を送ることができるとわ。

不動産を売却して、管理の心配も無くなり、借入金も滞りできたり、老人ホームへの入居費、生活費の老後資金も確保できたわ!

弊社の相続診断士がご担当いたします。お客様の要望に合わせて売却方法や運用方法をしっかりと提案させていただきます。

売却後の引き渡し、時期の調整や不要な家財の処分などもさまざまなご希望にお応えいたします。

ではおしるい内容でお願いいたします。

承知いたしました。

それは助かるなあ。

よかったわ、やっぱり相談して!

これで老後も安心だね。

この他にも
・認知症になる前に出来る対策
・相続が争続にならないための対策
・老後の住み替えのご相談
・相続で引き継いだ不動産のご相談
・お子様の独立で広すぎる家のご相談
などお気軽にご相談ください。

相続した「不動産の売却」について 親から相続した不動産(土地・建物)がある場合

ある休日
そう言えば、何か相談は聞いたけど、

妻は家の件で
夫と話し合おうとしたら、

老後は介護の心配があるから老人ホームで夫婦でゆっくり暮らしたい。相続する人もなくて、

たしかに、建物の売却も難しいかな。

相続した不動産の借入金もまだ残っています。

帰宅後
どう話さようかな。

相談不動産について
今後の資産運用のお悩みですね。

売却を
考えていて、

数字は
よろしくお願ひします。

わいわい
お話ししたいです。お話ししたいです!

父の代が
新築したばかりの不動産に、

どこに
相談したらいいのかわからない。

ほら、
いろいろお願ひします。

お話ししたいです。

お話ししたいです。

親から相続した不動産(土地・建物)がある場合

相続した「不動産の売却」について

ある休日
そう言えば、何か相談は聞いたけど、

妻は家の件で
夫と話し合おうとしたら、

老後は介護の心配があるから老人ホームで夫婦でゆっくり暮らしたい。相続する人もなくて、

たしかに、建物の売却も難しいかな。

相続した不動産の借入金もまだ残っています。

帰宅後
どう話さようかな。

相談不動産について
今後の資産運用のお悩みですね。

売却を
考えていて、

数字は
よろしくお願ひします。

わいわい
お話ししたいです。お話ししたいです!

父の代が
新築したばかりの不動産に、

どこに
相談したらいいのかわからない。

ほら、
いろいろお願ひします。

お話ししたいです。

お話ししたいです。

初回ご相談は無料です。将来の相続に関するご相談も承っています。
まずはあなたのお悩みをお聞かせください。
不動産相続のことなら、新栄不動産販売へ!

以上で説明
終わります。

何か質問
などはありますか?

ハッチリだね

家族信託で
私たちが安心だね

よかったわ
やっぱり新栄さんに相談して!

少し心配
だったけど、
ご両親も納得だね

これで安心だね

任意後見制度
親が認知症になる前に契約した場合、
管理できるが、
家裁が選任した任意後見監督人
に監督される費用は
月額2万円~3万円、
財産額5千万円以上の場合
月額5万円以上の場合
となります。

法定後見制度
後見人となった
司法書士などに
報酬を支払う義務が
生じますので、
コスト面の負担も
大きくなります。

監修 橋本 雅文
●司法書士 ●家族信託専門士 ●民事信託監督人協会理事
家族信託、遺言、成年後見を組み合わせて、柔軟な財産の管理や
承継に最適な提案を行う専門家。
橋本司法書士事務所 福岡市博多区中興町5番22号2階
TEL:092-409-2722
HP:www.hashimotoshiyoushi.jp

「家族信託と相続対策」とは? 今からできる相続対策

1 不動産の売却
2 銀行預金の引き出し
3 遺産分割協議
4 相続税対策

認知症で意思能力を喪失すると、次のご手続きができませんのでご注意ください。

任意後見制度
親が認知症になる前に契約した場合、
管理できるが、
家裁が選任した任意後見監督人
に監督される費用は
月額2万円~3万円、
財産額5千万円以上の場合
月額5万円以上の場合
となります。

法定後見制度 (親が認知症になった後に申請した場合)
本人(親) 子(娘)
財産管理 選任
法定後見人 家庭裁判所
後見人は家庭裁判所が選出。多くは司法書士など第三者になる。
その場合、月4万~5万円の費用(財産額5,000万円以上の場合、
1,000万~5,000万円なら月2万~3万円程度)がかかる。

「家族信託と相続対策」とは? 今からできる相続対策

信託契約
本人(親) 子(娘) 家 信託監督人

親が認知症になる前に契約するのが前提です。
信託契約することによって、
資産凍結の不安を解消します!

**司法書士などに、
見守りや受託者の監督を頼めます。**

**親から受託された子どもが、
親のためという目的で、
ある程度自由に財産管理できる契約です。**

**成年後見は、
認知症が既に進行した場合に
利用できますが、
財産の管理処分が
制限され、
家族の希望に沿った財産の
管理ができません。
そこで「家族信託」が
非常に注目されているのです。**

**おお客様の状況に合わせた
家族信託の方法や
相続対策も
しっかりと提案させて
いただきます。**

よろしくお願ひします。

**家族信託って
つまり...
その
制限され、
家族の希望に沿った財産の
管理ができません。
そこで「家族信託」が
非常に注目されているのです。**

不動産相続でお困りではありませんか?

突然、実家を相続することになった
資産を平等に分配したい
手続きが多すぎて大変...
家財や遺品整理が大変...

不動産相続の様々な問題に

初回のご相談は無料

新栄不動産販売 おまかせパック

事前の税務対策 | 事務手続きのサポート | 不動産の売却 | 遺産分割協議書作成 | 家財整理遺品分け

さらに 専門スタッフがサポート | 各種提携士業がバックアップ | 税理士 | 司法書士 | 弁護士 | 弁護士 | 弁護士

法律・税務についてのご相談は内容により弊社顧問弁護士、提携税理士、司法書士と連携してご相談を承ります。

アンピール 新栄グループ since1970 新栄不動産販売株式会社

ご相談・査定は無料です。お気軽にお問い合わせ下さい。

**新栄グループの総合力で、
不動産のお悩みをワンストップスピード解決**

新栄グループは、1970年、新栄住宅株式会社の創業以来、福岡都市圏を中心に約9,800戸※の「アンピールマンション」の供給をはじめ、マンション、ビル、戸建てなどの管理、リフォーム、戸建て住宅、仲介・買取り再販、賃貸など、さまざまな事業を展開する総合不動産企業グループです。お客様の大切な資産運営をグループ各社の連携、ノウハウ、地元企業ネットワークを駆使してサポートいたします。

※2022年4月現在(販売中物件を含む)

個別相談会実施中、匿名相談も承っております。

0120-654-321

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目11-25 営業時間/10:00~17:00(水曜定休日)

アイランドタワースカイクラブ(福岡市東区) | 福岡県知事(2)第19171号 福岡県宅地建物取引業協会会員 | アンピール仲介 | 検索